

補装具費支給の要否判定について

(R8.4)

判定区分・判定機関 種 目		新 規		再支給・修理		備 考
		身更相	市 町	身更相	市 町	
義 肢		○ (適)		(○ (適))	△	
装 具		○		(○)	△	
姿勢保持装置		○ (適)		(○ (適))	△	
補 聴 器		○		(○)	△	
車椅子 (自走用・ 介助用)	オーダーメイド	○		(○)	△	再支給は再判定
	モジュラー	○		(○)	△	
	レディメイド	○		(○)	△	介護保険優先
電 動 車 椅 子		● (適)		(● (適))	▲	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置		● (適)		(● (適))	▲	
車載用姿勢保持装置			▲		▲	
義 眼			▲		▲	
眼鏡（コンタクト含む）			▲		▲	
視覚障害者安全つえ			▲		▲	
人 工 内 耳 (人口内耳用音声信号処理装置の修理)			▲		▲	
歩 行 器			▲		▲	介護保険優先
歩行補助つえ			▲		▲	介護保険優先

身更相 ○：書類判定 ●：+A1:G20直接判定
 (○)：前回の支給内容と異なり、医学的所見を必要とする場合、再判定
 (適)：身更相で適合判定を実施している種目(義肢、姿勢保持装置については処方医に依頼)
 * 他の種目の適合判定については、各市町が確認
 (● (適))：申請内容により、直接判定および適合判定

市 町 △：前回の支給内容などで判断でき、医学的所見を必要としない場合、再判定不要
 ▲：医学的所見と関係のない修理（タイヤ、ブレーキ、バッテリー、固定台等）の場合、再判定不要
 ▲：障害者手帳等

※判定は更生相談所の判定医が実施し、判断、確認は市町が実施